北広島町農業委員会第２５回総会議事録

事 務 局　　（第 25 回北広島町農業委員会総会開会宣言）

会　　長　　（開会あいさつ）

事 務 局　　（事務局報告）

議案第１号　農地法第３条の規定に基づく許可申請の承認について

会　　長　　番号１番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局　　（議案を読み上げる。）

８　　番　　内容は摘要欄のとおりですが、譲渡人は父の代から農地を大規模農家に預けて耕作をしてもらっていた。平成 22 年にお父さんが亡くなられた後も引き続き預けられて現在に至っています。この間空き家になっていたが、週末に帰られたりして草刈りなどはやられていた。この度町の空き家バンクに登録されて、先月譲受人がＩターンで家を購入されて入られました。譲渡人は町外で生活をしておられ、帰る気はないので農地も手放したいということでした。一方譲受人夫婦は、子どもが生まれたばかりですがおられます。家を購入され、農業経験はゼロということですが、トラクターが１台と草刈り機が２台は所有されております。いきなり全部やるというわけにはいかず、機械もありませんので、トラクターや耕耘機で荒おこし、草刈りを少しずつやって、従来の大規模農家や担い手農家に委託しながら農業経営をしていきたい。技術的には営農集団や担い手農家に指導を受けながら少しずつですが、上達していきたいと話しておりました。以上のことから許可相当と判断しております。

会　　長　　この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委　　員　　（異議なし）

会　　長　　それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号１番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委　　員　　異議なし（挙手全員）

会　　長　　挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。

議案第２号　農地法第４条の規定による許可申請の承認について

会　　長　　番号２番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局　　（議案を読み上げる。）

１１　番　　申請地は山間地にあり、昭和 45 年ごろから申請者はこの地から町外へ出られました。その頃から、申請地は耕作放棄地となっており管理ができていない状況でした。そんな折平成８年ごろに先月申請があった資材置き場がこの隣の農地でした。それならもう一緒に管理してほしいということでお願いされたそうです。現在はちょっと整地されて資材置き場と雑種地になっております。ちょうど先月この農地を外されましたので、その時にまだこの農地がまだ農地で残っていることが判明しまして、ついでに農地から外してほしいということで私が申請者へお願いして申請してもらいました。この周辺には農地がなくなりましたので、周辺には何の支障もありません。

会　　長　　この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委　　員　　（異議なし）

それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号２番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委　　員　　異議なし（挙手全員）

会　　長　　挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号３番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局　　（議案を読み上げる。）

８　　番　　現在の墓地は高台にあり、３－２の地図を見ていただくと、現在建てようとしている所が 1796 番３ですが、その隣が自宅になっています。細い道を上がって、1807 番の上の四角の 2255 番３に墓があります。申請人は高齢で一人暮らしであるため、維持管理が大変なので、すぐ自宅のそばに建設したいということでした。始末書が添付されており致し方ないかなというところです。

会　　長　　番号３番についてご意見ご質問等はございませんか。

委　　員　　（異議なし）

会　　長　　番号３番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委　　員　　異議なし（挙手全員）

会　　長　　挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号３番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局　　（議案を読み上げる。）

１０　番　　7月15日に面談をして現地調査をしました。摘要欄にある遠方ですが、町内に叔母の墓があり、その墓が荒れて管理が難しいということで、適当な場所がなく今回の申請に至っていますが、さらにお姉さんが一人暮らしのため将来管理する者がいなくなるだろうということから、墓２基と考えられております。４－２の現況地番図を見ていただくと、1421番１が申請人の畑になっており、申請地は畑の一角となっています。その農地へ行く農道があるのですが、そこへいつも車を止めておられるのですが、その軽トラ用と管理用の車が必要ということで駐車場が必要ということです。申請地は耕作放棄地であり、管理上もいいのではないかと思います。コンクリートの擁壁、盛土で施工されるようです。以上のことから適当であると考えます。

会　　長　　番号4番についてご意見ご質問等はございませんか。

委　　員　　（異議なし）

会　　長　　番号4番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委　　員　　異議なし（挙手全員）

会　　長　　挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号5番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局　　（議案を読み上げる。）

１０　番　　先ほど説明がありましたように、1303番１の一部ということで、問題は分筆ができていないということです。申請人は県外在住で、町内に親戚がなく管理を地域の方に依頼されております。この件に関する一切のことを行政書士と土地家屋調査士へ依頼されており、行政書士へ事情聴取しました。経過は、墓地が20年から30年前に設立されており、過去の農地調査で無断転用の指摘を受けて行政書士に相談があったようです。現地調査の段階で境界線が違う等の問題がありましたが、今回は正規に測量が行われました。
1303番２の所有者が３名いらっしゃいます。うち１名に連絡がつき、隣接確認のための隣接同意書に実印の押印や証明書の作成を依頼しましたが、何度も催促しても現在のままで何の連絡もない。さらに２名の所有者が不明となっております。ということで分筆できないためこのままになっておりました。昨年お母さんが亡くなられ、申請人自身将来のこともありますので、長年の懸案事項をこのままにしておけないということから申請に至っております。以前にも非農地証明が農業委員会に承認され記載がないという事情がありますが、このまま放置できない責任感から本申請に至ったと考えられます。

会　　長　　番号5番についてご意見ご質問等はございませんか。

会　　長　　役員会でも検討し、県の担当にも事務局から確認をしました。分筆未済の部分があるが、

土地家屋調査士が正式に面積を出したものであり、境界がはっきりしていないということで案件に乗せないということはあり得ないと県が指導しております。1303 番 1 の一部ということで、今までこんな形で出たことはありませんが、ご理解をいただきたいと思います。

６　番　一部で登記ができるのか。

１０　番　先ほど言われましたように、できないと思います。農業委員会が、町が指摘をしているので、その責任感と言いますか、どうしたらいいかということで、一応はこういう申請が出てきたということです。

会　長　結果は出ない、登記を完璧にすることはできないが、そういう努力をしているということを大事にしたいという思いがあるということです。
他にございませんか。

委　員　（異議なし）

会　長　それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号 5 番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委　員　異議なし（挙手全員）

会　長　挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号 6 番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局　（議案を読み上げる。）

８　番　摘要欄のとおりですが、申請地は申請人のお父さん、もう亡くなられていますが、図面６－２をご覧ください。12154 番 1 が母屋ですが、その上に 4211 番が道路で、4229 番が申請地、その左に 4230 番に倉庫兼納屋が建っておりまして、これを以前お父さんが建てられている。進入路が納屋へ入るのに必要なためここを舗装したということです。ここから入った方が便利がいいという話でしたが、古い話なので、始末書を添付されており、周辺農地に影響はなく転用は仕方ないかと思います。

会　長　番号 6 番について質疑に入ります。ご意見ご質問等をお願いします。

会　長　先ほどの３条申請の譲受人が入られたのは。

８　番　さっき言いました、母屋の 12154 番 1 です。

会　長　３条申請では譲受人の住所は 4232 番地となっていますが。

８　番　これは山でしたね。4232 番ですね、失礼しました。

会　　長　　他にご意見ご質問はございませんか。

委　　員　　（異議なし）

会　　長　　それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号６番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委　　員　　異議なし（挙手全員）

会　　長　　挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号７番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局　　（議案を読み上げる。）

２　　番　　内容につきましては摘要欄のとおりです。申請人の家にはここが駐車場だという特定された駐車場がありませんし、家に階段で上がる道はありますが車が入る進入路がありませんでしたし、庭園も造りたいと思っておられ、すでに畑というよりも雑種地になっておりますので、始末書も添付されていますが、172 ㎡を転用したいという申し出です。２３ページの地図をご覧ください。3676 番が申請者の宅地です。この宅地の裏側に、上側が道になっており、そこへ出ていく道がないといったことから転用が出ております。周辺の農地はありませんし、道路と宅地の間に挟まっている場所ですので、営農条件への支障はないと思われます。従って転用は可という判断をして申請に至った状態です。

会　　長　　番号７番について質疑に入ります。ご意見ご質問等をお願いします。

委　　員　　（異議なし）

会　　長　　それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号７番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委　　員　　異議なし（挙手全員）

会　　長　　挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。前回の総会で保留案件になっているものについてここで審議を行いたいと思います。資料１をご覧ください。先月の総会では同意書や顛末書等の添付がないので書類不備ということで保留にしようと総会で決定されました。その後必要な書類が提出されたということで、審議をしたいと思います。事務局の方から報告してください。

事 務 局　　（議案を読み上げる。）会長が言われたように前回保留となりました。その後役員・担当委員・当事者を含めて現地協議を行っております。現地協議の経緯ですが、申請者を含めて現地協議を行うことを役員会で決定しまして、２８年の７月７日に現地で協議を行いました。地域住民への聞き取り及び至った経緯を確認して協議した結果、顛末書と隣

接者の同意書を添付することで、審議の資料が整ったと判断し再度審議するものです。判断理由ですが、やむを得ないと認める事由で、代替性があるか否かの判断は、当該申請にかかる事業目的・面積・立地場所等勘案して、申請地周辺に当該事業目的を達成することが可能な農地等以外の土地があるか否か、またその土地を申請者が転用許可申請にかかる事業目的に使用することが可能か否か等によって行いました。その結果農地法施行規則第３３条第４項「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」として第１種農地の不許可の例外に該当すると役員等で判断されております。

会　　長　　担当の２１番委員から何か説明がありますか。

２１　番　　特に意見はありませんが、役員の皆さんと協議していただいたように、許可しても仕方がないという意見が多かったので、そのようにしていただきたいと思います。

会　　長　　現地協議を行うにあたって、地域住民等の聞き取りをしていただいた３番委員から何かありますか。

３　　番　　特にありません。

会　　長　　以上説明がありましたように、現地協議に至る経緯、現地協議の結果、そして添付されている顛末書､隣接者の同意書､すべての準備が整っているという判断をしております。この件について質疑に入ります。ご意見ご質問等ありましたらお願いします。

委　　員　　（異議なし）

会　　長　　それでは質疑を打ち切って採決に入ります。前回の資料に基づいて行います。農地法第4条の規定による農地の転用許可について、番号6番の申請について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委　　員　　異議なし（挙手多数）

会　　長　　挙手多数です。よって申請どおり許可することに決定しました。

議案第３号　農地法第５条の規定による許可申請の承認について

会　　長　　番号８番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局　　（議案を読み上げる。）

２１　番　　この家は譲渡人の元の家で、８－２の地図を見ていただくと、4307番が現在の家で、前の家を空き家バンクに登録していたら、定年後に町外から移り住みたいというご夫婦がおられて買うということになったのですが、家の前が狭く進入路がほとんどない状態で

したので、今回の申請に至っています。実際譲受人にも会いましたが、土地のことはよくわからないが道をつけるにはどうしたらいいかと質問を受けるくらいでした。これがないと家が生きた家にならないということもありまして、譲渡人も売るからには責任を持って土地の譲渡としたいということですのでよろしくお願いします。

会　　長　　それでは質疑に入ります。この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委　　員　　（異議なし）

会　　長　　それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号８番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委　　員　　異議なし（挙手全員）

会　　長　　挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号９番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局　　（議案を読み上げる。）

１５　番　　去る７月１４日に譲受人と面談を行いました。位置ですが、９－１の地図をご覧いただくと、譲受人の隣になります。内容は摘要欄に書いてあるとおりで間違いありません。計画面積としても妥当と思いますし、周辺の営農への支障は一切ありません。譲渡人にも確認しております。よろしくお願いします。

会　　長　　それでは質疑に入ります。この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委　　員　　（異議なし）

会　　長　　それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号９番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委　　員　　異議なし（挙手全員）

会　　長　　挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号10番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局　　（議案を読み上げる。）

７　　番　　内容は摘要欄のとおりです。申請地は私が知っている限り、２０数年前から耕作放棄地で雑草が生い茂っていましたので、近所から何度か草刈りをしてほしいという苦情が出ていましたし、だんだん竹林が広がってきている様子でした。最近は奥さんが退職され、草刈りをしている様子でしたが現在も耕作はされておりません。去る７月１４日に現地確認をして譲渡人と話をしました。高齢化、７６歳になりますし、後継者が帰らないと

いうこと、病弱ということもあり、このままだと近所へ迷惑をかけるということで今回お願いしたということでした。譲受人にも７月１６日に電話で連絡しました。譲り受ける際に近所に迷惑をかけないようにするということを一番先に話されました。問題があればいつでも連絡してほしいということでした。現地を確認しましても、農道なり県道を挟んでおりますし、近所からも離れておりますので別に問題はないと思います。

会　　長　　それでは質疑に入ります。この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委　　員　　（異議なし）

会　　長　　それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号 10 番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委　　員　　異議なし（挙手全員）

会　　長　　挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号 11 番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局　　（議案を読み上げる。）

１５　番　　内容は摘要欄に書いてあるとおりです。７月１６日に行政書士と面談をしました。計画面積の妥当性と、周辺の農地に影響はありませんので許可相当と思われます。譲渡人は高齢であり、内容の理解が難しいため行政書士に確認をしました。譲受人にも確認をしております。許可相当と思いますのでよろしくお願いします。

会　　長　　この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委　　員　　（異議なし）

会　　長　　それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号 11 番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をもって賛意を表明してください。

委　　員　　異議なし（挙手全員）

会　　長　　挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。

議案第 4 号　農地改良届について

会　　長　　番号 12 番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局　　（議案を読み上げる。）

１５　番　　内容は摘要欄のとおりです。７月１５日に申請人と話をしました。基盤の排水が悪く湿地ということで、良くするために本人が施工するということでした。書類も十分整っておりますので許可相当と思われます。よろしくお願いします。

会　　長　　では、番号 12 番について質疑に入ります。ご意見ご質問をお願いします。

委　　員　　（異議なし）

会　　長　　それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号 12 番の農地改良届ついて受理することに賛成いただける委員の方は挙手をしてください。

委　　員　　異議なし（挙手全員）

会　　長　　挙手全員です。よって届を受理することに決定しました。

議案第５号　非農地証明申請について

会　　長　　番号 13 番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局　　（議案を読み上げる。）

１６　番　　７月１８日に３番委員と１５番委員と私が現地調査を実施しました。680 番、690 番、695 番は摘要欄にあるとおりに山の中の谷あいで山林化しており、２０年以上の杉や雑木、雑草が生い茂り、農地への復元が困難な状態であると確認しました。周辺農地への影響はありません。農業委員３名とも一致して受理妥当と判断しましたのでよろしくお願いします。

会　　長　　では、番号 13 番について質疑に入ります。ご意見ご質問等お願いします。

会　　長　　現地確認不能地はどのような判断がされましたか。圃場整備で整理がされなかったのか。

３　　番　　現地確認不能地になっている経緯は１６番委員が聞き取りをしていただきました。非農地証明の中に現地確認不能地を入れることができるかどうかは、事務局が県内の関係機関に問い合わせをして確認をしていただいているので後で補足説明をしてもらえればと思います。１６番委員から、申請人が昔の契約について調査されたということで何かあれば説明をいただければと思います。

１６　番　　690 番、680 番の下のところまでは圃場整備がされている。現地確認ができないという 667-2 番は、673 番ですか、圃場整備されていて、その中に入っていると思われます。

３　　番　　位置的には圃場整備の中でどこかに取り込まれているだろうという推測でしかない。現

地確認不能地をどうやって確認したかと聞かれると何も言えないので、調査後３人の委員で協議した結果、この現地確認不能地については外すべきだろうと。ほかの３筆については、現地確認ができて写真も撮れたので問題ないだろうと判断した。あとは事務局の説明をもらって、方向的には３筆のみの判断をした方がいいだろうという意見です。

事 務 局　この現地確認不能地をどのように取り扱うか、事務局も頭を痛めているが、あくまで登記簿上は田で残っている。申請者は現地確認不能地を含めて農家台帳に載っているので、登記簿と現況の相違が確認できたので正しく処理したいという意向を持っておられる。現況地番図の上の談合図を見比べていただくと、667 番 1 から 673 番まで圃場整備が入っている。677 番と 673 番 7 の間に道がありますが、その道と、談合図の形が似ているということから、673 番と 662 番の間にあったのではないかという推測でしか判断するほかありません。本来圃場整備時に処理をされてなければいけない土地で、抹消登記するべきものが処理されてなかったのではないかと判断します。今更換地処分を覆すわけにはいかないし、このような現地確認不能地は町内にかなりあると思います。今回のように非農地申請が出されて、現地が確認できないものをどう証明するのかということもあります。ただ、農家台帳には半永久的に残ってくる。どのように処理したらいいのか、皆さんの判断も含めてお伺いしたいと思います。

会　　長　お聞きのように、圃場整備に取り込まれたであろうと推測され、末梢登記も換地も受けていない農地になっていしまっていて、ところが農地台帳には残っている。圃場整備の事務の不手際だが、修正する手立てがないということで所有者はきれいにしたくてもできないと困っておられる。現地確認が不能な農地を委員が農地には復元できないと判断することは難しいということで、この 667 番 2 は外して、あとの３筆について非農地証明を発行してはということです。しかし、本人が不利益を被る状況が続くことは残念な状況です。皆さんの意見をお伺いしたいと思います。

６　　番　国土調査は全部済んでいるのか。

事 務 局　済んでいます。耕地部は済んでいます。

６　　番　その時に 667 番 2 がわかっていなかったのか。わかっていれば処理できるはずだったのでは。

事 務 局　国土調査の時にわからないものを現地確認不能地として登記している。圃場整備はその後ですから、国土調査の時にその土地の位置がわからない状態です。

事務局長　国土調査の時点で、当時の所有者がこの 667 番 2 はここと言えば国土調査でもとれるが、どこにあるかわからないとなれば、国土調査としても地番を張り付けることはできない。昔は町道に自分の土地を提供して、登記を切らずに道を広げていた。そのために国土調査をした時に地番が分からないということが時々あった。

６　　番　それなら、そこの一部に取り込んでいく整理をしなければ整理がつかないのでは。

事務局長　　国土調査する時はそういう手法しかなかった。土地所有者がここと言ってもらえばそこへ作ることができたが、国土調査する者がその地番がどこにあるかは図面でしかわからない。地番が残っている以上は現地確認不能で処理するか、筆界を確認するかでしょう。

５　番　　農業委員会として公的にどうにかできる方法はないものか。

会　長　　国土調査の成果図の中には例えば筆界未定等いろんな形で残っていもある。それにやや似たようなものではないでしょうか。きれいにする方法は今はないということですから、667 番 2 については今日判断をするわけにはならない。他の３筆について質疑に入ります。他にご意見ご質問ございませんか。

委　員　　（異議なし）

会　長　　それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号 13 番の３筆について非農地証明を発行することに賛成いただける委員の方は挙手をしてください。

委　員　　異議なし（挙手全員）

会　長　　挙手全員です。よって非農地証明を発行することに決定しました。番号 14 番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局　　（議案を読み上げる。）

８　番　　７月１５日に２番委員と１４番委員と３人で現地調査を行いました。現況は柿の木が４、５本植えられていて高さが６～７メートルくらいになっています。イノシシ被害があり掘り起こされていて数年耕作されていない状態です。農地への復元は困難であろうと判断しました。よって非農地認定ということに３人で話をしました。

会　長　　では、番号 14 番について質疑に入ります。ご意見ご質問をお願いします。

会　長　　この隣の 4254 番は地目は何でしょう。

６　番　　これは他の人の農地です。これも手入れされていない。草は伸びているが、柿の木等は植えていないので、手を入れれば復元可能かと思います。

２０　番　　この非補助非農用地区域とはどういうものですか。

事 務 局　　圃場整備の時の非農用地設定１種目で換地された土地です。非農用地の設定をすると登記は切れるが圃場整備の整備工事が入っていない、現況のままの土地ということで、通常宅地の周りで圃場の形状をよくするために１種目換地として張り付ける土地が大半ですが、工事が入っていないがただ圃場整備の地区内で非農用地設定された土地いうこと

です。

会　　長　　圃場整備を持ち込んだが、工事をせずに一部は右の農地を真直ぐにするために削ってとったけれども、この農地だけは手を加えずお金もいらない、換地を行った農地ということですね。他にご意見ご質問ございませんか。

委　　員　　（異議なし）

会　　長　　それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号 14 番について申請どおり非農地証明を発行することに賛成いただける委員の方は挙手をしてください。

委　　員　　異議なし（挙手全員）

会　　長　　挙手全員です。よって非農地証明を発行することに決定しました。番号 15 番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局　　（議案を読み上げる。）

会　　長　　関連があるので 16 番も説明をしてください。

事 務 局　　（議案を読み上げる。）

１　　番　　15 番と 16 番の申請人は兄弟ですので一緒に説明します。内容は摘要欄に記載のとおりです。７月１６日に５番委員と９番委員と私で現地調査を行いました。1399 番は自宅であり、自宅の裏の道を上ったところで、現地は山林化しており、どちらも周辺農地にかかる営農条件には支障がない。以上により非農地証明申請は３人とも受理妥当と判断しました。

会　　長　　では、番号 15 番及び 16 番について質疑に入ります。ご意見ご質問等お願いします。

委　　員　　（異議なし）

会　　長　　それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号 15 番及び 16 番について申請どおり非農地証明を発行することに賛成いただける委員の方は挙手をしてください。

委　　員　　異議なし（挙手全員）

会　　長　　挙手全員です。よって非農地証明を発行することに決定しました。

議案第 6 号　農用地利用集積計画について

会　　長　　事務局より説明をお願いします。

事 務 局　　（議案を読み上げて説明。）これらは、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項各要件を満たしていると考えます。

会　　長　　この件についてご意見ご質問等ございましたらお願いします。

委　　員　　（異議なし）

会　　長　　それでは質疑を打ち切って採決に入ります。この件について異議ない旨を回答して良いと思われる委員の方は挙手をもって賛意を表明してください。

委　　員　　異議なし（挙手全員）

会　　長　　挙手全員です。よって異議ない旨を答申することに決定しました。以上で本日、提案いたしました案件につきましては終了します。

以上、相違ないことを証するため署名捺印をする。

平成　　年　　月　　日

会　　長　　㊞

議事録署名者　　㊞

議事録署名者　　㊞